

情報・システム研究機構職員の病気休職からの復職に関する要領

平成24年4月1日
制 定

(目的)

第1条 この要領は、情報・システム研究機構職員の病気休職からの復職に関する規程（以下「復職規程」という。）に基づき職員が復職する場合、復職後の疾病の再発を予防し、職員の円滑な復職を実現させるために必要な事項について定めることを目的とする。

(復職に係る手続)

第2条 復職の手続きは、病気休職している職員が、復職申請書に、医師による復職可能であるとの診断書を添付して、機構長に申請する。

2 各研究所又は本部事務局は、復職申請書受領後、速やかに復職委員会を開催し、以下の事項について決定する。

- 一 復職者に関し、どのような情報を誰から得るか
- 二 情報収集の時期及び担当者
- 三 本人の面談の時期

(情報の収集)

第3条 第2条第2項第二号で決定した担当者（以下「担当者」という。）は、復職委員会の開催後、本人に対し、以下の確認を行う。

- 一 復職の意思の最終確認
 - 二 日常生活状況及び治療の状況の確認
 - 三 復職委員会において決定した本人の健康情報収集に当たって本人の同意の確認
- 2 担当者は、前項第三号に定める本人の同意が得られた範囲内において、健康情報を収集する。この場合において、主治医から健康情報を得る場合には、産業医が行う。

(通勤訓練)

第4条 職員が通勤訓練を希望する場合は、通勤訓練許可申請書に医師の診断書を添付して申請し、復職委員会がこれを許可したときは、復職委員会が認めた施設・設備を通勤訓練のために利用することができる。

- 2 通勤訓練をしたときに行う作業は、労務の提供を伴わないものに限定するものとする。
- 3 通勤訓練の期間は、病気休職の期間に含まれるものとする。

(情報の評価と復職の可否の判断)

第5条 健康情報等の収集後、復職委員会を改めて開催し、復職の可否及び復職支援プランの作成について審議を行う。

(復職の判定)

第6条 機構長は、前条の復職委員会の審議結果及び産業医からの意見に基づき復職の可否及び復職支援プランについて決定する。

2 担当者は、前項で決定した復職の可否及び復職支援プランを職員に通知する。

(不服申立て)

第7条 復職の判定を受けた職員は、不服申立てをすることができる。

2 前項に規定する不服申立ては、復職の判定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に機構長に対してしなければならない。

(雑則)

第8条 復職委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構の各研究所及び本部事務局において別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。